

請願・陳情参考資料

令和元年9月13日

総務部

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年-16 (元.9.11)	総務	NHK放送のスクランブル化及び希望者との契約の締結に係る検討の開始を求める意見書の提出について 倉吉市 足羽 佑太	<p>国としては、「今後とも、日本放送協会（以下「協会」という。）は、あまねく日本全国において受信できるように、豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行う等の公共放送としての社会的使命を果たしていくことが適当」であり、スクランブル化について、「例えば、視聴の対価として料金を支払うこととするについては、協会が（略）公共放送としての社会的使命を果たしていくことが困難になるものと考えている」との見解であると承知している。 (令和元年8月15日、「衆議院議員中谷一馬君提出令和時代のNHKのあり方に関する質問に対する答弁書」)</p> <p>なお、放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」と規定しているが、当該条文に関して、最高裁判所は、「放送法64条1項は、同法に定められた原告（引用注：協会のこと）の目的にかなう適正・公平な受信料徴収のために必要な内容の受信契約の締結を強制する旨を定めたものとして、憲法13条、21条、29条に違反するものではないというべきである。」と判示している。 (最高裁判所平成26年（オ）第1130号、平成26年（受）第1440号、第1441号同29年12月6日大法廷判決)</p>

【陳情の趣旨】
NHKとの契約は災害時の緊急時放送などを除きスクランブル化して、放送を見たい者との間で契約する形態に移行することについて真剣な検討がなされるべきであり、国に対して意見書を提出すること。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年-17 (元.9.11)	総務	放送法における受信設備「設置」概念の趣旨に従った適切な解釈を求める意見書の提出について 倉吉市 足羽 佑太	<p>放送法第6.4条第1項に規定する「受信設備の設置」について、同法の条文上は特に定義規定が置かれていないところであるが、同条第3項の規定に基づき総務大臣の認可を受けた「日本放送協会放送受信規約」第1条第2項において、「受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約（略）を締結しなければならない。」と規定している。</p> <p>また、この受信設備に係る判例として、下級審ではあるが、テレビを設置した状態のまま、フィルターを取り付けてNHKの放送を受信することができない状態にした場合に、「受信機の廃止」にあたるかどうか争われた事案において、そのような工事を行ったとしても、NHKの放送を受信する機能を有するテレビが設置されているという外形的事実に変わりはなくフィルターを取り外せばNHKの放送を視聴することができるのであるから、現にNHKの放送を視聴することができない状態にあるとしても、これをもって「受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなった」ということはできないとする判例があると承知している。</p> <p>（東京地方裁判所平成27年（ワ）第26582号同28年7月20日判決）</p>

【陳情の趣旨】
 放送法における受信設備の「設置」の概念について、同法の趣旨に従った適切な解釈をするよう求める意見書を国へ提出すること。